

## Q885. 割増賃金の割増率を教えてください。

### 1 時間外労働

1日8時間または週40時間を超えて労働させた場合は、その超えた時間につき通常の労働時間の賃金の2割5分以上の割増賃金を支払う必要があります。

1日とは、午前0時から午後12時までのいわゆる暦日をいいますが、勤務が2暦日にわたる場合には、暦日を異にする場合であっても1日の勤務として取り扱い、当該勤務は始業時刻の属する日の労働として、当該日の「1日」の労働とします。

1週間とは、就業規則その他別段の定めのない限り、日曜日から土曜日までの、いわゆる週暦をいいます。

また、一月の時間外労働時間が60時間を超えた場合は、その超えた時間について通常の労働時間の賃金の5割以上の割増賃金を支払う必要があります。中小企業については、2023年4月1からは適用されることになります。

### 2 法定休日労働

法定休日に労働させた場合は、通常の労働時間の賃金の3割5分以上の割増賃金を支払う必要があります。

法定外休日における労働は法定休日割増の対象にはなりませんが、法定外休日における労働が1日8時間または1週40時間を超える場合には時間外割増賃金を支払う必要があります。

### 3 深夜労働

午後10時から午前5時までの間に労働させた場合には、通常の労働時間の賃金の2割5分以上の深夜割増賃金を支払う必要があります。

管理監督者が深夜に労働した場合も深夜割増賃金が発生します。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

勤務弁護士作成